推奨品選定要綱

別紙 ２

　（目的）

第１条　小牧市内で製造又は販売されている土産品の中から、郷土色等に優れた物を推奨品とすることにより、小牧の特産品等の育成・発掘・振興に寄与することを目的とする。

　（対象商品）

第２条　推奨品の対象商品は、次のいずれかに該当すること。

　（１）小牧山城、信長、麒麟の花押、石垣、家康、小牧・長久手の戦い、こまき山(小牧市のゆ

るキャラ)など小牧の名所・歴史に因んだ商品。

　（２）名古屋コーチン、桃、ぶどう、えび芋など小牧の産品を原材料とする商品。

（３）観光の魅力発信に繋がるものとして、会長が認めた商品。

２　食品の場合は５日以上の賞味期限が保証されていること。

　（推奨品の認定）

第３条　推奨品は、選定会を行い(一社)小牧市観光協会会長(以下、「会長」とする)が認定する。

２　認定期間は２年間とする。ただし、認定期間を更新することができる。

３　認定期間中において、選定基準に関する項目で変更が生じたときは、(一社)小牧市観光協会へ変更届**(様式1)**を提出しなければならない。

４　推奨品には、認定証を授与する。

　（選定会）

第４条　選定会は２０名以内の委員で構成し、会長が委嘱する。

２　委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

３　選定会の実施について必要な事項は別に定める。

　（応募の資格）

第５条　推奨品の応募をする者は、次の各号のいずれにも該当すること。

２　(一社)小牧市観光協会の正会員であること。但し、申請時に正会員の入会の申し込みをする者は

応募できる。

３　第１条の規定に関わらず、市外で事業を行っている場合でも、会長が認めた場合は応募できる。

　（応募の手続き）

第６条　推奨品の認定を受けようとするものは、所定の期日までに推奨品認定申請書**(様式2及び様式3)**に必要事項を記載のうえ認定を受けようとする商品のＰＲ画像を添付し申し込むものとする。

２　認定の更新を受けようとするものは、前項の手続きに準ずる。

　（推奨品の販売）

第７条　推奨品の認定を受けた商品は「推奨品」として販売することができる。

２　推奨品の認定を受けた商品は、小牧駅前観光案内所及び市内、市外で行われる観光イベント等において販売することができる。推奨品の販売については、別に定める「推奨品等販売要領」によるものとする。

　（認定の取消し）

第８条　推奨品の認定を受けた商品であっても、特別の理由がなく認定後３ヶ月を経ても発売できない場合又は公正競争規約など法令に違反していることが判明した場合は、認定を取り消すものとする。

　（選定の基準）

第９条　選定は、別に定める「推奨品選定基準」によるものとする。

　（雑則）

第１０条　本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定めるものとする。

　　　附則

この要綱は、令和３年７月２０日から施行する。

【様式１】

別紙 ２

 年 　 月　　日

変　更　届

（一社）小牧市観光協会長 様

申請者 　　住所

（法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地）

氏名

（法人、団体の場合は、名称及び主たる代表者の職名・氏名）

推奨品選定要綱第３条の規定により、下記申請項目に変更が生じたので届出ます。

記

　変更前

　変更後

【様式２】

別紙 ２

 年 　 月　　日

推奨品認定（更新）申請書

（一社）小牧市観光協会長 様

申請者 　　住所

（法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地）

氏名

（法人、団体の場合は、名称及び主たる代表者の職名・氏名）

推奨品選定要綱第６条の規定により、下記について推奨品の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１． 新規継続の別 　　新規 　／　 更新

２．申請者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 名称又は屋号 |  |
| 製造又は販売を行う事業所の所在地 | 　　　　　　　製造　・　販売　(○をつけて下さい)〒 |
| 担当者氏名 |  |
| ＴＥＬ | ＦＡＸ |
| Ｅメールアドレス |  |
| ＨＰアドレス |  |
| 正会員・非会員 | (一社)小牧市観光協会の正会員は1、非正会員は2に○をつけてください。　　　　　　１．正会員　　　２．非正会員 |

※非正会員の申請者は、別紙入会申込書を添付してください。

※小牧市外で商品の製造を行っている場合は、その認否を正副会長会に諮り、会長が認めた場合

に審査の対象とします。

【様式３】

推奨品認定申請商品

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  申請者名　　 |  　　  |
|  ふりがな 商品名 |  |
|  該当部門 | ※該当する部門に○をつけてください。 １．菓子・食品 　２．その他 |
| 　該当事項(第2条第1項) | ※該当する事項に○をつけ、その内容を具体的に記入してください。１小牧山城、信長、麒麟の花押、石垣、家康、小牧・長久手の戦い、こまき山(小牧市のゆるキャラなど小牧の名所・歴史に因んだ商品。２名古屋コーチン、桃、ぶどう、えび芋など小牧の産品を原材料とする商品。３観光の魅力発信に繋がるものとして、会長が認めた商品。 |
|  |
|  販売価格 |  　　　数量(内容量) |  　　　小売価格(税込)  |
|  |  |
| 　商品説明（アピールポイント） |  |
|  賞味期限 |  　　　　日　　※５日以上あること。 |
| 　保存方法 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 　食品の表示 | ※以下の項目について該当する場合はレ点をつけてください。□食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、観光土産品の表示に関する公正競争規約、その他関係法令に違反していない。 |

※第2条第1項第3号の申請商品については、その認否を正副会長会に諮り、会長が認めた場合

に審査の対象とします。

※商品の画像データをメールにて送付してください。画像は推奨品選定会に使用するほか、推奨

品に認定された場合はホームページ掲載写真としても使用いたします。

※商品(店舗)等に関するパンフレット等がありましたら添付してください。

推奨品選定基準

別紙 ３

１　目的

 この選定基準は、推奨品選定要綱第~~８~~９条の規定により次のように定めるものとする。

２ 審査項目

（１）菓子・食品部門

 ① 郷土色(第２条第１項第１号・第２号)・観光の魅力発信(第２条第１項第３号)

 ② 趣向（表現の豊かさ・センス・見栄え）

 ③ 商品と価格のバランス

 ④ 味覚

菓子・食品部門は、『観光土産品の表示に関する公正競争規約（全国観光土産品公正取引協議会設定）』に定められている下記事項が遵守されていることが前提となります。

①必要表示事項

消費者の適切な商品選択の目安として必ず表示しなければならない事項を、容器または包装

に表示すること。

②過大な包装の禁止

内容量を誤認されるおそれがある容器または包装を用いてはならない。

（アゲゾコ・ガクブチ・アンコなど）

③特定事項の表示基準

あいまいな表現や消費者に過度の期待を抱かせるような表示をしないこと。

④不当表示の禁止

本物でないものを本物であるかのような表示、特定の原材料を使用していないのに使用して

いるかのような表示など。

（２）その他の部門

 　① 郷土色(第２条第１項第１号)・観光の魅力発信(第２条第１項第３号)

 　② 意匠（創造性、美術性、堅牢性）

 　③ 商品と価格のバランス

３ 審査方法

 ① 項目ごとに５点満点で点数を記入

②「合計」の欄に合計の点数を記入

４ 認定基準

選定の有無は、選定委員全員の総合計が６割以上のものを認定商品とする。

例）選定委員１５人で菓子・食品部門の場合

　４項目各５点満点で合計３００点中、１８０点以上のものを認定商品とする。

５ 更新の場合

更新の場合は、上記の方法ではなく、可または否を記入するものとする。

可が審査員の６割超えたものは更新を認定するものとする。

附則

 この基準は、令和３年７月２０日から施行する。

別紙 ４

推奨品等販売要領

 　　　１．目的

推奨品選定要綱第７条第２項の規定により推奨品等の販売に関し必要な事項を定めるもの

とする。

２．対象

 　　　　販売する商品は、次のとおりとする。

 　　　　（１）推奨品として認定されている商品。

　　　　　（２）会長が認めた商品。

３．小牧駅前観光案内所での販売方法等

 　　　　（１）販売方法は買取販売とし、希望者は別紙「申出書」を協会に提出し、協会と別紙「協定書」を締結する。

 　　　　（２）販売価格は、委託者の決めた価格とし、協会が販売する。

 　　　　（３）買取価格は、販売価格の８割以下とする。

　　　　　（４）買取価格、販売期間、数量等は協会と協議の上決定する。

　　　　　（５）商品の搬入搬出は事業者が行うものとする。

　　　　　（６）食品の場合は賞味期限が１か月以上保証されている商品のみを対象とする。

４．観光イベント等での販売方法等

　　　　　（１）販売方法は受託販売とし、販売価格、販売手数料、数量等は協会と協議の上決定する。

　　　　　（２）販売手数料は販売価格の２０パーセント以上とする。

　　　　　（３）協会は、販売を終了するときは、販売代金を清算し、販売残品を添えて委託者へ引き渡すこととする。

　　　　　（４）商品の搬入搬出は事業者が行い、小牧駅前観光案内所で協会に引き渡すこととする。

　　　　　（５）商品については、ＰＬ保険に推奨品事業者において加入するものとする。

５．上記に記載した事項のほか、推奨品等の販売に関して疑義が生じた場合は、正副会長会で

協議するものとする。

施行日　令和３年７月２０日

令和　 年 　月　 日

(一社)小牧市観光協会長　 様

申　出　書

推奨品等販売要領により、下記の商品の販売を申し出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 商品名 |  |
| 数量 |  |
| 販売単価 |  |
| 買取単価 | ※販売単価の８割以下とする。 |
| 賞味期限 | ※１か月以上あるものに限ります。 |
| 販売期間 | 令和　 年 　月 　日　から 令和　 年 　月　 日　まで |

※価格は税込み価格とすること。